

菊川市地域産業立地事業費補助金交付取扱要領

1 工場等の設置

菊川市地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成17年菊川市告示第109号。以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する「工場等を設置」とは、工場等の建物を新築するほか、工場等を売買又は賃貸で取得し、機械設備を購入して業務を開始した場合を含む。

なお、立地の形態については、新設のほか、増設、移転を含む。

増設：自社の既存の工場等の敷地に隣接して、当該工場が1,000平方メートル以上の用地を取得して、新たに工場を建設する場合をいう。

移転：自社の既存の工場等の全部又は一部を廃止する計画のもとに、当該工場が別の用地を取得して、新たに工場等を建設する場合をいう。

2 補助対象企業

(1) 要綱第2条第3項ただし書の「地域経済の活性化に資する工場等の新設または増設」とは、工場等を設置することにより、更に地域経済へ大きな影響をもたらすことが認められる場合であり、当該事業に係る投資設備に要する経費（用地取得費、造成工事費及び安全対策費（新規産業立地事業費補助金交付要綱（平成15年静岡県告示第317号）3（1）ウの本文の経費）を除く。）が、工場及び物流施設にあっては5億円以上、研究所にあっては1億円以上であること。

(2) 「組合」とは、それ自体が事業活動の主体となり生産活動等を行うものをいう。

(3) 要綱第2条第3項第3号ただし書の「市長が別に定める場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいい、これにより要綱第2条第3項第3号に規定する期間内に業務を開始することが困難な企業等は、当該期間の満了する7月前（カに該当する場合にあっては、当該期間の満了する1月前まで）までに、別紙1「業務開始の延長に係る申出書」によりその旨を申し出て、市の承認を得るものとする。

ア 工場等の設置に当たり、法令による土地利用の規制に係る行政手続に時間を要する場合

イ 設備投資に要する経費（用地取得費、造成工事費及び安全対策費を除く。）が30億円以上の大規模な工場等の設置で、当該期間内に業務を開始することが困難な場合

ウ 大型又は特殊な注文製作機械の設置を伴う工場等の設置で、当該機械の設計、発注から納品まで時間を要する場合

エ 建物の完成又は機械の設置完了後、工場等の業務を開始するまでの間に法令により義務付けられている行政手続に時間を要する場合

オ 公共事業や公共イベント等への協力により工場等の設置が中断する場合

カ 感染症のまん延、自然災害等、突発的かつやむを得ない事情による設備投資の遅れにより当該期間内に業務を開始することが困難な場合

(4) 前項に規定する「業務開始の延長に係る申出」の承認を受けた者は、業務開始日の属する年度が到達するまで、毎年7月末日までに別紙2「企業等概要調書」を提出し、事業の進捗状況を報告する。

3 用地の取得

- (1) 要綱第2条第3項第2号の「用地の取得」とは、土地の売買若しくは賃貸借等の契約締結、土地の売買若しくは賃貸借の予約又は買主から売主への手付の交付のうち、最も時期の早いものをいう。
- (2) 用地の賃貸借等、用地の所有権を取得しない場合は、用地に対する補助の対象とならないが、新規雇用に対する補助の対象となる。

4 雇用要件

(1) 定義

要綱及びこの要領において「従業員数」とは、雇用保険法上の一般被保険者の数をいう。この場合において、パートタイマー（雇用保険法上の一般被保険者であって、一週間の所定労働時間が30時間未満であるものをいう。）にあつては2分の1換算とし、県外居住者（県外において住民基本台帳又は外国人登録原票に記録されている者をいう。）は含まない。

- (2) 要綱第2条第3項第5号に規定する「10人以上であること」とは、当該事業所における特定企業等の従業員の数が10人以上であることをいう。

- (3) 要綱第2条第3項第6号に規定する「1人以上であること」とは、「業務開始日の属する月末の従業員数」と、「用地取得契約日の属する月の前月から起算して前1年間の平均の従業員数（1人未満の端数は切捨てとする。）」を当該事業所及び当該企業等の県内全ての事業所において比較し、前者が後者よりそれぞれ1人以上増加していることをいう。

(4) 従業員の確認書類

次のとおり雇用保険被保険者台帳又は被保険者証で確認する。

ア 業務開始日の属する月末の従業員数

雇用保険被保険者台帳（事業所台帳ヘッダー2参照）及び被保険者証

イ 用地取得契約日の属する月の前月末の従業員数

雇用保険被保険者台帳（事業所台帳ヘッダー2照会）

ウ 用地取得契約日の前月から起算して前1年間の平均従業員数

雇用保険被保険者台帳（事業所台帳ヘッダー2照会）

- (5) 要綱第2条第3項第7号に規定する「5人以上であること」とは、当該事業所における特定企業等の研究員の数が5人以上であることをいう。

5 補助対象従業員数の算出

要綱第3条の表補助率（額）の欄に掲げる「別に定める方法」とは、以下のとおりとする。

(1) 新たに県内に事業所を設置する企業等の場合

当該事業所における「業務開始日の属する月末の従業員数」と要領第4の雇用要件により算出した人数とを比較して少ない方の人数を上限とする。

(2) 既に県内に事業所がある企業等の場合

当該企業等の県内すべての事業所における「業務開始日の属する月末の従業員数」

と「用地取得契約日の属する月の前月から起算して前1年間の平均の従業員数（1人未満の端数は、切捨てとする。）」を比較して増加した人数を上限とする。

- (3) (1)(2)いずれの場合においても、原則として用地取得日以降に当該事業所において雇用した者を補助対象とする。ただし、用地取得日以前に雇用した者であっても、当該立地のために雇用したと明らかに認められる者は、補助対象とする。

6 交付の申請

- (1) 地域産業立地事業費補助金の交付を受けようとするものは、業務を開始する日の属する年度の前年度8月末までに、別紙2「企業等概要調書」を提出する。
- (2) 交付の申請にあたっては、要綱第4条第1項に規定する提出書類のほか、別紙3「雇用者数一覧表」を提出する。
- (3) 要綱第4条に規定する交付申請について、親子会社等により工場等を設置する場合は、要綱第4条各号に規定する提出書類のほか、別紙4「親子会社等に関する説明書」を提出する。

7 交付の条件

- (1) 要綱第6条第1項第4号の「市長が別に定める期間」とは、10年とする。
- (2) 要綱第6条第1項第7号に規定する「第2条第3項第4号に規定する業務を開始する時の従業員数の数及び第2条第3項第6号に規定する業務を開始する時の研究員の人数並びに第2条第3項第5号に規定する業務を開始する前に増加した従業員の数」とは、業務を開始する時の当該事業に係る事業所の企業等の従業員の数及び企業等の県内における従業員の数を行い、補助金の交付を受けた企業等は、これが3年間維持されていることを確認するため、企業等から交付年度の翌年度から3年間の毎年度末に公共職業安定所が作成した事業所台帳異動状況照会の写しを徴し、この写しを市に提出するものとする。
- (3) 要綱第6条第1項第7号ただし書の「市長がやむを得ない事情があると認められる場合」とは、世界経済の変動等予測不能な経済環境の変化、退職年齢者の集中等、従業員の一時的な減少について、企業等の責に帰さない合理的な理由が存する場合をいう。

8 実績報告

報告にあたっては、要綱第8条に規定する提出書類のほか、別紙3「雇用者数一覧表」を提出する。

9 その他

要綱及びこの要領において、事業に着手とは、当該事業に係る工事請負契約日、建物若しくは機械設備の売買契約日又は建物若しくは機械設備の賃貸借契約日のうち最も時期の早いものをいう。

この要領は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年12月28日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

別紙 1（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

業務開始の延長に係る申出書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

氏 名

企 業 等 の 名 称			
工 場 等 の 名 称			
設 置 場 所			
設 置 形 態	造成済用地を取得	未造成用地を取得	用地取得なし（自社有地）
用 地 取 得 日	年 月 日	事 業 着 手 日	年 月 日
着 工 （ 予 定 ） 日	年 月 日	完 成 （ 予 定 ） 日	年 月 日
業務開始（予定）日	年 月 日		
要領 2 (3) の該当項目	ア 土地利用上の法的規制から、行政手続等に時間を要するもの イ 設備投資額（用地取得費及び造成費除く。）が 30 億円以上のもの ウ 大型又は特殊な注文製作機械の設置を伴い、当該機械の設計、発注から納品まで時間を要するもの エ 業務を開始するまでの間に、法令に基づく許認可手続が義務付けられているもの オ 公共事業や公共イベント等への協力により事業が中断するもの カ 感染症のまん延、自然災害等、突発的かつやむを得ない事情により設備投資が遅れるもの		
要綱第 2 条第 3 項第 3 号に掲げる期間内に業務を開始できない理由			

(注) 1 該当する項目を丸印で囲むこと。

別紙2（用紙 日本産業規格A4縦型）

企業等概要調書

年 月 日

市 町 名

担当者氏名

電 話

F A X

E-mail

1 企業等の名称

〈子会社が業務を行う場合〉

業務を行う企業名

2 代 表 者

3 企業等の沿革 会社設立 年 月

4 資本（出資）金 千円

5 従業員数 人

6 業 種

主要製品、研究内容又は取引品目

主要取引先又は荷主等

7 本社所在地

8 本社以外の事業所名（所在地）

9 過去の補助金交付実績

（地域産業立地事業費補助金を交付された市町からの補助又は指定都市内における地域産業立地事業費補助金の交付を受けた実績がある企業等のみ記入）

交付年度

補助金額

交付対象事業所名

10 最近3期の業績（3期分の決算書を添付する場合は記入不要です）

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分	年 月	年 月	年 月	区 分	年 月	年 月	年 月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
建物構築物				社 債等			
設備資産額				長期借入金			
土地				引当金等			
建設仮勘定				資本合計			
無形資産				資 本			
投資等				法定準備金			
繰延資産				剰 余金			

(2) 損益計算書

(単位：千円)

区 分	年 月	年 月	年 月
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
税引後当期利益			
期中平均従業員数			

11 新施設の計画状況

(1) 施設

区 分	面積(㎡)	投資金額 (百万円)
土 地		
建物		
設 備		
合 計		

(注) 賃貸借による経費は、投資金額に含まないでください。

(2) 設置日程

用地取得(予定) 日	年 月 日
事業着手(予定) 日	年 月 日
着工(予定) 日	年 月 日
完成(予定) 日	年 月 日
業務開始(予定) 日	年 月 日

(注)

- ・用地取得(予定)日は、用地の売買又は賃貸借の契約締結日(又は予定日)を記入してください。
- ・事業着手(予定)日は、当該事業に係る工事請負契約日、機械設備の売買契約日又は建物若しくは機械設備の賃貸借契約日のうち最も早い日(又は予定日)を記入してください。
- ・業務開始(予定)日は、補助金対象物の支払がすべて終了する日(手形の場合は決済日)を記入してください。

(3) 資産の取得形態(該当するものに○をしてください)

- ・土 地： 購 入 リース 自社有地
- ・建 物： 購 入 リース 既 設
- ・機械設備： 購 入 リース

(4) 施設の設置場所

(5) 設置に至る経緯及び工場の事業内容

(6) 作業時の雇用計画 (単位：人)

		正従業員	パート
当該事業所	現 在		
	作業時		
県内全事業所	現 在		
	作業時		

(7) 設置する工場の作業後の売上高及び雇用計画 (見込み) (単位：千円、人)

区 分	年 月期	年 月期	年 月期
売 上 高			
雇用人数			

(8) 工場等の設置により地域に及ぼす社会的波及効果

別紙3 (用紙 日本産業規格A4縦型)
地域産業立地事業費補助金 雇用者数一覧表

市町名 _____
企業名 _____

年月	事業所台帳 異動状況照会上 の雇用者数		特定企業等の県内全事業所					特定企業等の当該事業所		
			県内事業所勤務		県内に住所を有する一般被保険者及び高年齢被保険者 (要網上の従業員)			県内に住所を有する一般被保険者及び高年齢被保険者(e) のうち当該事業所に勤務している者		
	うち 県外事業 所に勤務 する者		うち 県外に 住所を 有する 者		うち 正従業 員	うち パート タイマ ー		うち 正従業 員	うち パート タイマ ー	
	a	b	c=a-b	d	e=c-d	f	g	h	i	j
年 月										
月										
月										
月										
月										
月										
月										
月										
月										
月										
月										
前1年間の平均										
前1年間の平均 (1/2換算)										

年 月 (業務開始月末)										
業務開始月末 (1/2換算)										

※要網上の従業員数…雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者（平成29年1月1日前にあっては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び65歳に達した日以後に雇用された者。以下同じ。）。パートタイマーは1/2換算。

※前1年間の平均…用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均（1/2換算前に小数点以下切捨）

別紙 4（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

親子会社等に関する説明書

1 親子会社の所在地及び名称

(1) 親会社

名称

所在地

(2) 子会社

名称

所在地

2 親子会社等の中の役割分担

会社	用地取得費	雇用増	設置工場における事業内容
合計			

※添付書類

- ・親子会社等の中の株式の所有状況を証する書類
- ・親子会社等の中の業務委託内容が分かる書類
- ・親子会社等の中のリース契約内容が分かる書類
- ・親子会社等による事業全体の事業計画書（交付要綱様式第 3 号）
- ・親子会社等による事業全体の収支予算書（交付要綱様式第 4 号）

